

教職員の生徒指導に係る共通ルールについて

1 生徒との携帯電話での連絡及びメール・SNS 等私的ツールの使用について

前提

○生徒と電話番号、メール及びSNS 等のアカウント等の連絡先の交換は禁止

○教職員と生徒との間で携帯電話やメール、SNS 等私的ツールの使用は禁止

※「生徒」・・・自校の生徒及び教職員の立場（合同部活動及び地域クラブ活動等）で関わりのある生徒。なお、卒業生（学校（学校教育法第一条に規定する大学を除く学校）に在籍する者及び学校に在籍しない18歳未満の者）を含む。

(1) 平日における携帯電話での連絡について

ア 生徒へ連絡を行う場合は、学校の固定電話を使用する。その際、学校へ提出されている「伊豆伊東高校定時制 住所・勤務先確認票」に記載された保護者・保証人の携帯電話や生徒本人の携帯電話に連絡を行う。

イ 生徒からの連絡は、学校の固定電話に連絡するよう指導する。

ウ 生徒から教職員に緊急の連絡を必要とする場合は、Google クラウドルームを使用すること。

(2) 休日等に教職員と生徒との間で連絡を行う場合について

ア 教職員と生徒との間で連絡を行う必要がある場合は、Google クラウドルームを使用すること。教職員と生徒の間での携帯電話・メール・SNS 等の私的ツールを使用したやりとりは、いかなる場合も一切行わない。

イ 生徒から教職員に緊急の連絡を必要とする場合でも、Google クラウドルームを使用すること。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

(1) 生徒との面談や相談等は、電話（携帯電話を含む）やメール・SNS 等、私的ツールを使用して行わない。

(2) 原則として校内で実施する。

(3) 実施する場合は、教職員個人で対応せず組織的に対応し、教職員間で情報を共有し透明性を高める。特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。

(4) やむを得ず、1対1で実施する場合は、密室とならないよう、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない等の配慮をするとともに、管理職又は他の教職員にあらかじめ伝えておく。

3 教職員の自家用車への生徒の乗車について

原則として、自家用車には生徒を乗車させない。ただし、生徒の安全・人命等に影響を及ぼす等緊急等の場合を除く。

4 教育活動における撮影機器の使用について

原則として、学校所有の撮影機器を使用し、個人所有の撮影機器は使用しない。

撮影データをクラウドサービス（Google ドライブ等）に保存する場合は、管理職が指定した共有ドライブに保存する等、静岡県教育情報セキュリティ対策基準を遵守する。なお、個人のクラウドサービスに保存しないこと。使用機器に関わらず、生徒を撮影する場合は、生徒、保護者に対して撮影の意図を明確に示すこと。

5 その他

上記1～4の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。